

平成 26 年 1 月 31 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

豪ドル建変額個人年金保険「ダブル・フロンティア」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：國部 毅）は、平成 26 年 2 月 3 日(月)より、豪ドル建変額個人年金保険「ダブル・フロンティア」（引受保険会社：第一フロンティア生命保険株式会社）の取扱いを開始します。

「ダブル・フロンティア」は、今後の景気回復・拡大に伴うインフレや、円安による相対的な円資産の価値下落に備え、大切な資産を“まもりながらふやしたい”というニーズにお応えするための外貨建変額個人年金保険です。

本商品では、契約時にお支払いただく一時払保険料を“まもる”「定額部分」と、“ふやす”「変額部分」の 2 つに分けて運用します。「定額部分」は、契約時に運用期間満了時の年金原資保証率を「100%」「105%」「115%」（豪ドル建）からお選びいただけます。年金原資保証率が高いほど、一時払保険料に占める「変額部分」の割合は低くなります。「変額部分」では、日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式、日本・米国・欧州の債券（国債）、商品（コモディティ）、為替取引などを実質的な投資対象とし、積極的な運用を行います。

また、運用期間中に円換算での運用成果を逃さず確保したいお客さまは、契約時に円換算での目標値を設定することが可能です。目標値を設定した場合、契約日から 1 年経過以後、運用期間満了の 2 か月前まで毎日判定を行い、目標到達時は定額の円貨建年金保険に自動移行し、運用成果を実質的に確保します。

三井住友銀行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んで参ります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

<豪ドル建変額年金保険「ダブル・フロンティア」商品概要>

| | | |
|--------------------|--|--|
| 契約年齢 | 0～80歳（契約日における被保険者の満年齢） | |
| 基本保険金額 （一時払保険料） | 最低 | 20,000豪ドル（1豪ドル単位） |
| | 最高 | 5億円相当額※ ※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額個人年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円相当額を超えることはできません。 |
| 保険料の 払込方法 | 一時払のみのお取扱いとなります。 | |
| 運用期間 | 10年 | |
| 年金種類 | <ul style="list-style-type: none"> ●確定年金（3年、5年、10年） *年金のお受取りにかえて、年金原資額を一括で受け取ることができる制度（年金原資額の一部一時支払）もあります。 | |
| 付加できる特約 | <ul style="list-style-type: none"> ●目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約（契約時のみ付加できます） ●円貨支払特約 ●死亡給付金等の年金払特約 | |
| 諸費用(1) | <p>この保険にかかる費用は、つぎのとおりです。</p> <p><ご契約時> ご契約時にご契約者に負担していただく費用はありません。</p> <p><運用期間中></p> <p>①定額部分における費用 直接負担していただく費用はありません。積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用をあらかじめ差し引いております。</p> <p>②変額部分における費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約関係費：特別勘定の資産総額に対して年率1.85% ●資産運用関係費：信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して年率0.20%（税抜き） <p>*上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率の変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2014年1月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。</p> <p><ご解約時></p> <ul style="list-style-type: none"> ●解約控除：この保険の基本保険金額に経過年数別の解約控除率（10.0～1.0%）を乗じた金額 <p>（諸費用(2)に続く）</p> | |

| | | | | | |
|----------------------------------|---|-------------------|----------|----------------------------------|----------|
| <p>諸費用(2)</p> | <p>(諸費用(1)より続く)</p> <p><年金受取期間中></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約関係費(年金管理費) 受取年金額に対して1.4% (円貨で年金を受け取る場合は0.35%) * 保険契約関係費(年金管理費)は2014年1月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。 <p><通貨を換算する場合の費用></p> <p>以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客様の負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。</p> <p>* 「円貨支払特約」を付加して円貨でお受け取りになる場合など</p> <table border="1" data-bbox="499 902 1305 1041"> <tr> <td>「円貨支払特約」における為替レート</td> <td>TTM-50 銭</td> </tr> <tr> <td>「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」の目標値判定為替レート</td> <td>TTM-50 銭</td> </tr> </table> <p>上記のほかに外貨のお取扱いに必要な費用を負担していただくことがあります。</p> | 「円貨支払特約」における為替レート | TTM-50 銭 | 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」の目標値判定為替レート | TTM-50 銭 |
| 「円貨支払特約」における為替レート | TTM-50 銭 | | | | |
| 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」の目標値判定為替レート | TTM-50 銭 | | | | |
| <p>この保険の 主なリスクに ついて</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 変額部分について、日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式、日本・米国・欧州の債券(国債)、商品、為替取引などで実質的に運用されるため、運用実績が変額部分の積立金額の増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、保険全体の積立金額、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。 ● 定額部分について市場価格調整を行うこと、変額部分について投資リスクがあること、解約の際に定額部分と変額部分の合計に解約控除がかかることなどの理由により、解約返戻金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。 ● 為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返戻金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返戻金額を下回る場合や、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返戻金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。 | | | | |

＜生命保険全般に関する留意点＞

- ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。
- 一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。
- 外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。
- 当行による元本および利回りの保証はありません。
- 一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- 外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。
- 保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- 保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。
- 引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- 保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
- 保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。
- 保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。
- くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。